

令和7年門審第30号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和6年12月23日06時55分
鹿児島県枕崎港
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 19トン
登 録 長 19.37メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 736キロワット

3 事実の経過

Aは、平成6年11月に進水し、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、左舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を、右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備えた中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和6年12月22日18時00分枕崎港を発し、鹿児島県開聞岬南東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、翌23日00時00分目的の漁場に到着して操業を行った後、04時50分操業を終えて同漁場を発進し、帰途に就いた。

ところで、a受審人は、発航日に鮮魚の出荷作業に約5時間従事し、1時間しか仮眠をとらずに終夜操船と操業に当たっていたことから、漁場発進時、疲労を感じ、睡眠不足の状態であった。

a受審人は、乗組員2人を休息させ、GPSプロッター及びヘッドアップ表示としたレーダーを作動させ、操舵室を閉め切った状態で暖房を入れて舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、鹿児島県薩摩半島南岸沖合を西行し、06時43分半僅か過ぎ枕崎港東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）から121度（真方位、以下同じ。）1.0海里の地点で、枕崎港の港口で右転する予定で針路を296度に定めて自動操舵とし、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

06時47分半a受審人は、東防波堤灯台から126度950メートルの地点に達したとき、疲労と睡眠不足に加え、間もなく港に到着する安堵感から気が緩んで眠気を催したが、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったことから、居眠りに陥ることはないものと思い、手動操舵に切り替えて立った姿勢で操船するなど、居眠り運航の防止

措置を十分にとらなかつた。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、枕崎港西部の海岸に向首したまま続航し、06時55分東防波堤灯台から286度930メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同海岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、日出時刻は07時14分であった。

乗揚の結果、船首部から船尾部にかけての船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、来援した僚船により枕崎港に引き付けられ、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、枕崎港において、同港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同港西部の海岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、枕崎港において、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、同港に向けて帰航中、疲労と睡眠不足に加え、間もなく港に到着する安堵感から気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、手動操舵に切り替えて立った姿勢で操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったことから、居眠りに陥ることはないものと思ひ、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、枕崎港西部の海岸に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月19日

門司地方海難審判所

審判官 神 崎 和 徳